

# 仕様書 ②

## (2) 外壁改修工事

### ア 塗膜健全部

#### (7) 既存塗膜の除去

既存塗膜の除去は「水洗い工法」とし、粉化物、付着物をデッキブラシ等を用いて水洗いし、除去・清掃する。なお、デッキブラシによる水洗いにて代えて高圧水洗機を使用する場合は、粉化物・付着物等の除去に適した加圧力のあるものとし、監督官の承認を受けなければならないものとする。

#### (4) 仕上げ

仕上げは「可とう形改修塗材E ゆず肌(吹付け)」とし、工程は下記による。

工程	塗材		所要量 (kg/m <sup>2</sup> )	塗り回数
	規格番号	種類		
1 主材	JIS A 6909	塗材E 主材	0.8以上	1
2 上塗材	JIS A 6909	塗材E 上塗材	0.25以上	2

### ウ ひび割れ部

ひび割れ部改修工法は「自動式低圧エポキシ樹脂注入工法」とし、使用するエポキシ樹脂は「JIS A 6024 (建築補修用及び建築補修用エポキシ樹脂)」による低粘度形又は中粘度形とする。なお、仮止めシール材は、エポキシ樹脂製造所の指定する製品とし、既存及び新規塗膜に変質のないものとする。

### エ タイル浮き部・モルタル浮き部

モルタル浮き部改修工法は「アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法」とし、使用する材料は下記による。

(7) 注入用エポキシ樹脂は「JIS A 6024 (建築補修用及び建築補修用エポキシ樹脂)」とする。

(4) アンカーピンニング用エポキシ樹脂は、JIS A 6024により、種類は硬質形、粘性による区分は高粘度形とする。

(ウ) パテ状エポキシ樹脂は、JIS A 6024によるか、アンカーピンニング用エポキシ樹脂の製造所の指定する製品とする。

## 6 提出書類

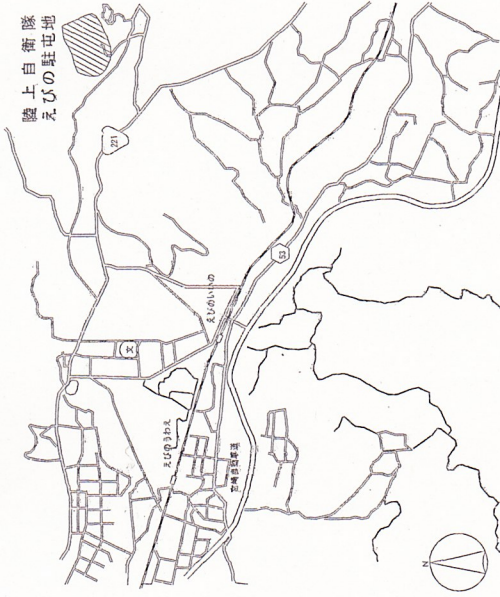
- (1) 請負業者は、請負契約後すみやかに下記書類各1部を監督官へ提出するものとする。
  - ・着工届、計画工程表、現場代理人等通知書、塗材使用量数量計算書(製造所の仕様書を含む。)及びその他監督官が指示した書類
- (2) 請負業者は、完成検査終了後すみやかに下記書類各1部を監督官へ提出するものとする。
  - ・完成届、実施工程表、工事写真、出荷証明書、産業廃棄物管理票及びその他監督官が指示した書類

## 7 作業時間

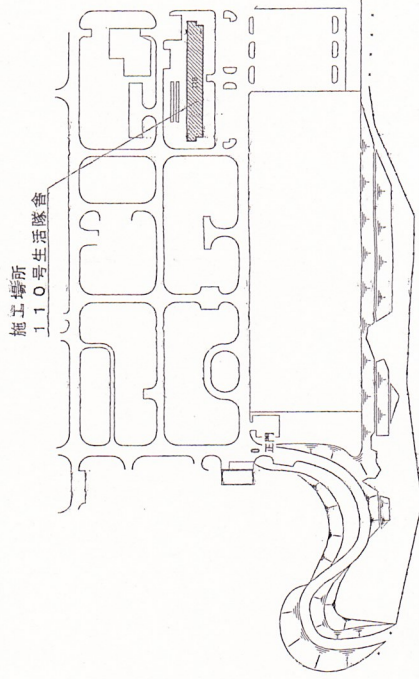
- (1) 本工事の作業時間は、標準仕様書及び現場説明書によるほか、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込んでいる。
- (2) 本工事における駐屯地の入出時間等は、7時30分から17時30分までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上実施するものとする。

## 8 その他

- ・アスベスト
  - ・建設年月：平成10年8月
  - ・外壁仕上げ：吹付タイル一部デザインタイル
- 既許外壁仕上げへのアスベスト含有はないものとする。



案内図 S=1:X

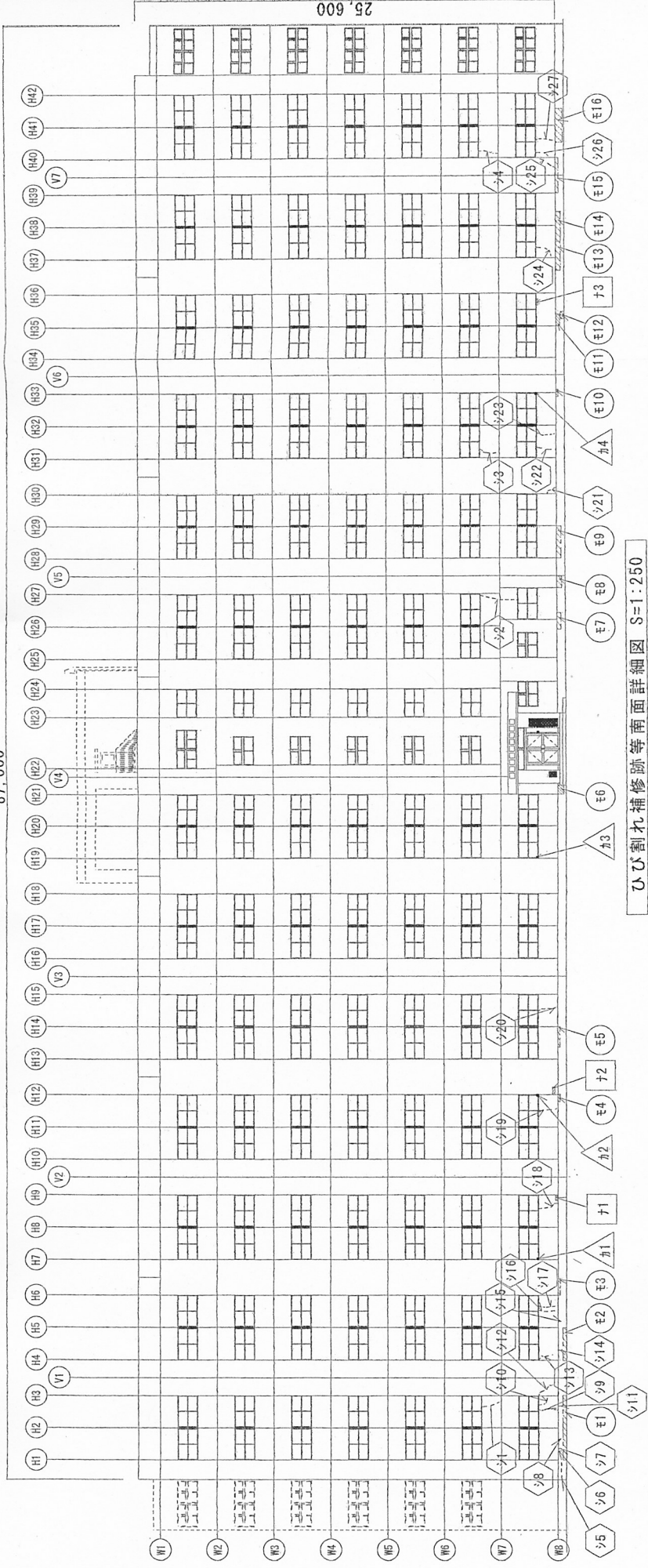


配置図 S=1:X

件名	110号生活隊舎外壁補修工事	番号	3/8
図名	仕様書②・案内図・配置図	縮尺	---
図名	陸上自衛隊 えびの駐屯地業務隊	発行日	令和3年6月25日





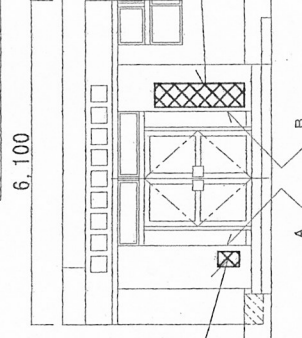


ひび割れ補修跡等南面詳細図 S=1:250

凡 例

	ひび割れ補修跡
	タイル浮き・欠損部
	タイル浮き・欠損部
	欠損部・長さ
	欠損部・箇所 (100×100以下)

※ (W) は打継目地、(H) 及び (V) はスリット目地とする。



正面玄関詳細図 S=1:100

ひび割れ補修跡立法一覽 (南面)

番号	長さ(m)	幅(m)	箇所	長さ(m)	
91	1.30	910	0.90	919	1.28
92	2.50	911	0.32	920	1.27
93	1.30	912	1.20	921	0.76
94	1.31	913	1.12	922	1.26
95	1.21	914	0.40	923	1.27
96	0.43	915	0.60	924	1.25
97	0.41	916	1.35	925	1.35
98	0.52	917	1.34	926	0.85
99	1.33	918	1.30	927	1.27
合計					29.40

モルタル浮き・欠損部

番号	長さ(m)	幅(m)	箇所	寸法(m×m)	長さ(m)
91	4.10	919	W1.60×H0.30	1.60	
92	2.00	910	W0.40×H0.10	0.40	
93	0.80	911	W0.80×H0.30	0.80	
94	0.60	912	W0.30×H0.20	0.30	
95	1.00	913	W0.70×H0.30	0.70	
96	0.30	914	W2.60×H0.30	2.60	
97	0.70	915	W2.00×H0.20	2.00	
98	0.60	916	W1.70×H0.40	1.70	
合計					20.20

タイル浮き・欠損部

番号	長さ(m)	幅(m)	箇所	寸法(m×m)	長さ(m)
91	W0.30×H0.40	0.40			
92	W0.20×H0.40	0.40			
93	W0.20×H1.00	1.00			
94	W0.50×H1.10	1.10			
95	W0.40×H1.50	1.50			
合計		4.40			

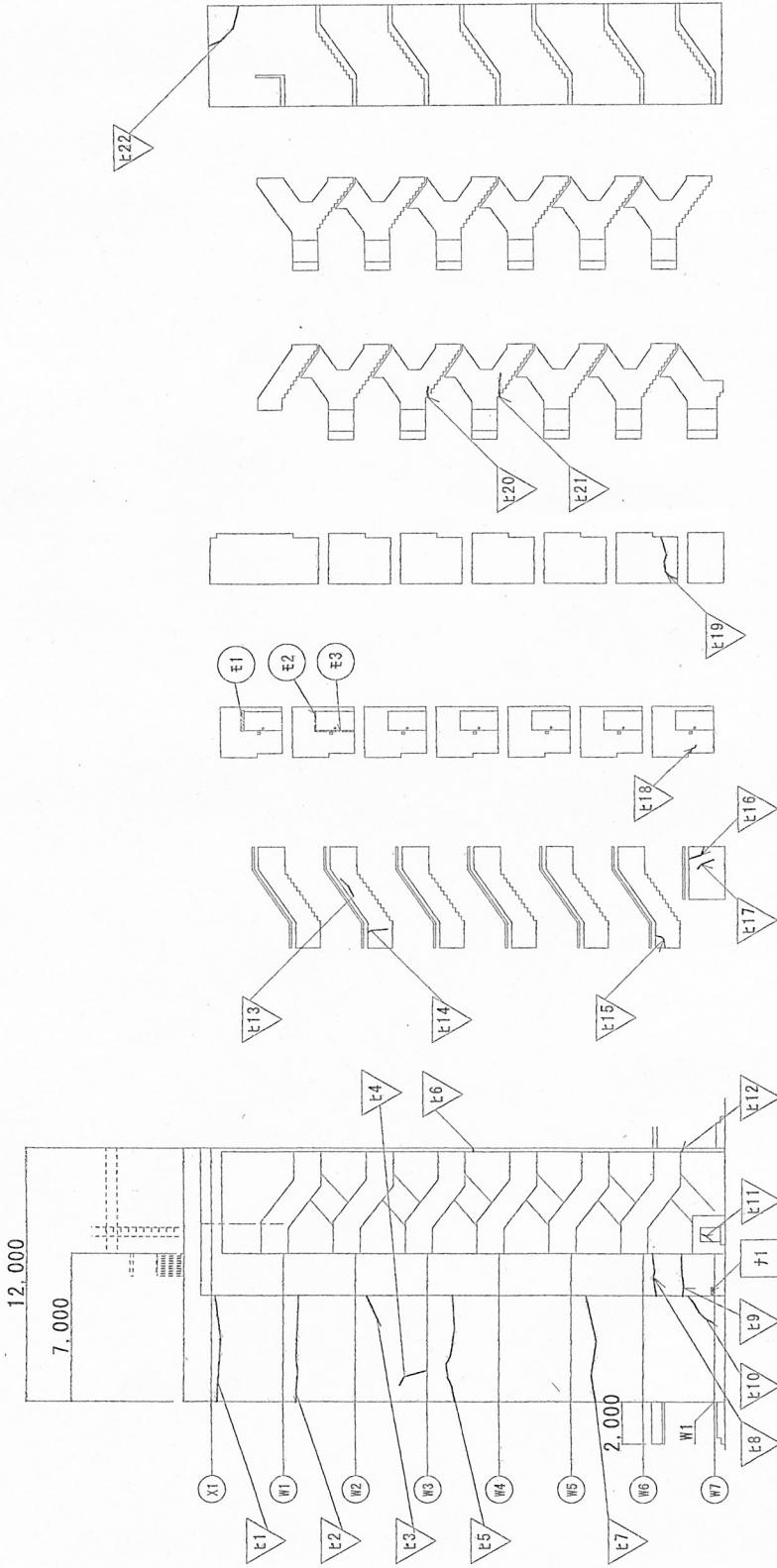
欠損・長さ

番号	寸法(m×m)	長さ(m)
91	W0.20×H0.10	0.20
92	W0.30×H0.10	0.30
93	W0.30×H0.10	0.30
94	W0.30×H0.10	0.30
合計		0.80

欠損・箇所

番号	箇所	長さ(m)
91		1.0
92		1.0
93		1.0
94		1.0
合計		4.0

件名	110号生活隊倉外壁補修工事	番号	6/8
図名	各詳細図・展開図	縮尺	図示
		陸上自衛隊 えびの駐屯地業務隊	令和3年6月25日



ひび割れ等東面立面図 S=1:250

※ (W) 及び (X) はスリット目地とする。

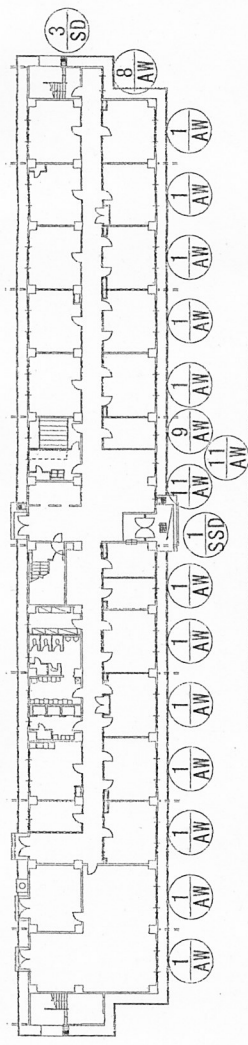
凡 例	
	ひび割れ
	モルタル埋き・鉄構部
	次構部・裏さ

ひび割れ寸法一覽 (南面)							
番号	長さ(m)	幅(m)	面積(m <sup>2</sup> )				
E1	4.95	E7	5.00	E13	1.00	E19	2.40
E2	4.90	E8	1.90	E14	1.10	E20	0.85
E3	2.20	E9	1.90	E15	1.00	E21	1.25
E4	1.00	E10	1.30	E16	0.75	E22	2.65
E5	5.05	E11	1.15	E17	0.95		
E6	0.20	E12	0.20	E18	0.60		
合 計							42.30

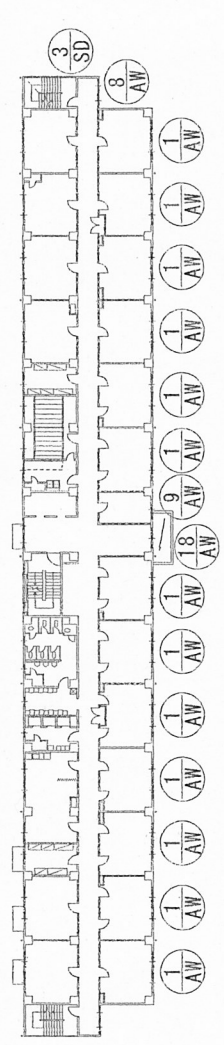
モルタル埋き・鉄構部		
番号	寸法(m×m)	長さ(m)
E1	W0.95×H0.10	0.95
E2	W0.95×H0.10	0.95
E3	W0.10×H1.85	1.85
合 計		3.75

次構部・裏さ		
番号	寸法(m×m)	長さ(m)
F1	W0.40×H0.10	0.40
合 計		0.40

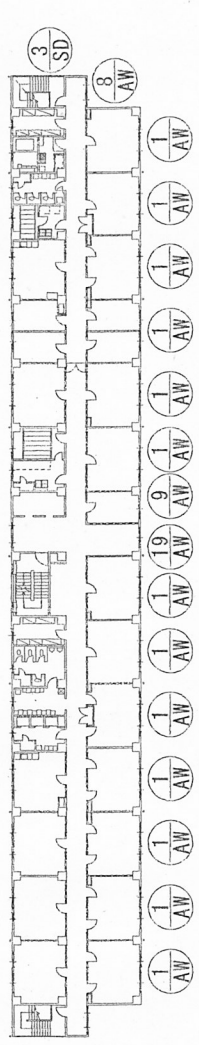
屋外階段ひび割れ補修詳細図 S=1:250



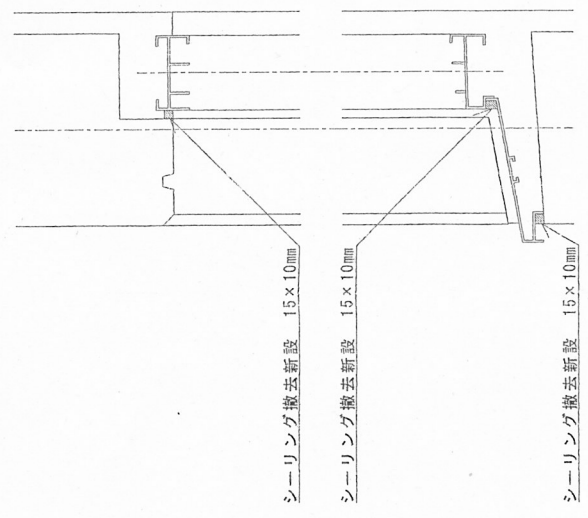
生活隊舎 1 F 平面図 S=1:500



生活隊舎 2階 平面図 S=1:500



生活隊舎 7 F 平面図 S=1:500



建具 (窓周り) 詳細図 S=1:5

建具表 (S=1:100)	配号・名称	AW-1 2連引違い窓	AW-8 排煙付付2連引違い窓	AW-9 引違い窓	AW-11 排煙付付引違い窓	AW-18 排煙付付引違い窓	AW-19 排煙付付製芝蓮引違い窓	SSD-1 両袖付付両開き戸	SD-3 方開き戸
形状・寸法		3,870 1,200	2,700 1,200	1,700 1,200	1,500 1,200	1,700 1,200	2,300 1,200	2,500 2,525	900 2,000
数量		90	7	7	2	5	1	1	7
材	アルミ樹脂							ステンレス製	鋼製
施工内容	建具廻り4方向シーリング及び吹切り新(MS-2)115x10mm撤去新設								建具廻り4方向シーリング(MS-2)
施工数量		1,260.9m	73.5m	52.5m	13.8m	37.5m	9.3m	10.1m	40.6m

件名	110号生活隊舎外壁補修工事	番号	8/8
図名	平面図・建具表	縮尺	図示
陸上自衛隊 えびの駐屯地業務隊		令和3年6月25日	

# 仕様書 ①





- 1 工事件名  
110号生活隊舎外壁改修工事
- 2 工事場所  
宮崎県えびの市大字大平4455-1 陸上自衛隊えびの駐屯地 110号建物
- 3 工事内容

施工場所	項目	工種	施工内容	仕工数量	備考
110号建物 (南・東外壁)	建築改修工事	仮設工事	(1) 仮設足場	一式	安全手摺り、安全ネット共
			(2) 墨出し(外壁改修)	2534.4m <sup>2</sup>	
			(3) 養生(外壁改修)	198.0m <sup>2</sup>	*改修する外壁面の水平長さに2mを乗じた面積
			(4) 開口部養生(外壁改修)	490.5m <sup>2</sup>	
			(5) 整理清掃後片付け(外壁改修)	2534.4m <sup>2</sup>	
	撤去工事		(1) 塗膜除去: 水洗い工法	2534.4m <sup>2</sup>	
			(2) 建具廻りシーリング撤去	1498.2m	
			(3) 打継目地シーリング撤去	757.0m	
			(4) スリット目地シーリング撤去	901.6m	
			(5) ひび割れ補修跡シーリング撤去	29.4m	
	改修工事		(1) 建具廻り: シーリング変成シリコン充填	1498.2m	15×10mm
			(2) 打継目地: シーリング変成シリコン充填	757.0m	20×16mm
(3) スリット目地: シーリング変成シリコン充填			901.6m	20×16mm	
(4) タイル浮き部: アンカーピンニング部分ポキ樹脂注入工法			4.4m		
(5) モルタル浮き部: アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			24.0m		
養生材処分		(6) ひび割れ部: エポキシ樹脂修圧注入工法	805.0m		
		(7) ひび割れ補修跡部: シーリング変成シリコン充填	29.4m		
		(8) 欠損部(長さ): 断り板大後、樹脂モルタル仕上	1.2m		
		(9) 欠損部(箇所): 断り板大後、樹脂モルタル仕上	4箇所		
		(10) 外壁吹き付け	2534.4m <sup>2</sup>	可とう形改修塗材E	
	(1) 産業廃棄物処分	一式			

- 4 一般事項
  - (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記の書類に  
よるものとする。  
・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版  
・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版
  - (2) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負業者の  
責任において施工するものとする。
  - (3) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負  
業者の責任において原形復旧するものとする。
  - (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負  
業者の責任に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等  
発生した場合は、請負業者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
  - (5) 本件に必要な電気及び水は請負業者が負担するものとする。なお、官側の電気及び水を使用する場合は  
監督官の承認後使用すること。ただし、後日料金を徴収するものとする。
  - (6) 本件の工事写真等は、施工前、施工中、施工後、主要な工事段階毎、隠蔽箇所、全ての使用材料及び監督官の  
指示する箇所を撮影し、工事写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは  
工事完了後確実に破棄するものとする。
  - (7) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。  
本件に使用する発生材は全て新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
  - (8) 本件に発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊えびの駐屯地の監督官が指定した場所に搬入集積し、  
重量を測定の上、発生材報告書・調査を作成し監督官に提出する。その他は産業廃棄物として適切に処分し  
産業廃棄物管理票(A・E票)を監督官へ提出するものとする。
  - (9) 本件に発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊えびの駐屯地の監督官が指定した場所に搬入集積し、  
重量を測定の上、発生材報告書・調査を作成し監督官に提出する。その他は産業廃棄物として適切に処分し  
産業廃棄物管理票(A・E票)を監督官へ提出するものとする。
  - (10) 本件に発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊えびの駐屯地の監督官が指定した場所に搬入集積し、  
重量を測定の上、発生材報告書・調査を作成し監督官に提出する。その他は産業廃棄物として適切に処分し  
産業廃棄物管理票(A・E票)を監督官へ提出するものとする。
- 5 特記事項
  - (1) 仮設足場  
仮設足場は「枠組本足場【手すり先行方式】: 900枠(600吊枠)」とし、安全ネットは「15mm  
目防炭タイプ」とする。また、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)  
その他関係法令等に従い適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うものとする。特に台風等  
の強風時は必ず事前点検を行い、安全ネットを外す等の処置を行うものとする。
  - (2) 足場に昇降階段を設置する場合は、第三者が上れないように施錠を行うものとする。
  - (3) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (4) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (5) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (6) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (7) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (8) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (9) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (10) 足場に昇降階段を設置する場合は、撤去後に原形復旧するものとする。
  - (11) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
  - (12) 本設計図書に記載されている寸法等は標準寸法であるため、令和元年に実施した外壁調査結果に基づき実施  
するものとし、外壁調査結果は官制から貸し出すものとする。
  - (13) 請負業者は作業開始前に危険予知活動(KY・TJM)を実施するものとし、高所での作業時は観望及び安全  
帯等の使用を徹底し、作業者の転落防止措置を行うものとする。

件名	110号生活隊舎外壁補修工事	番号	2/8
図名	仕様書①	縮尺	—
陸上自衛隊	えびの駐屯地業務隊	令和3年	6月25日

# 110号生活隊舎外壁改修工事

件名	110号生活隊舎外壁補修工事		仕様書No.	1/8
図名	表紙		図面No.	—
	管理図	合	縮尺	—
業務隊長	業務隊長	業務主任	縮尺	縮尺
				
陸上自衛隊 えびの駐屯地業務隊			令和3年6月25日	